

令和元年6月市議会 総務委員会資料

第84号議案 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例の概要	1
2 長崎市印鑑条例新旧対照表	2～4

中央総合事務所

令和元年6月



1 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の改正が行われ(令和元年11月5日施行)、住民票、個人番号カード等へ旧氏の記載ができることとされたことに伴い、印鑑登録証明事務においても、旧氏での印鑑登録や印鑑登録証明書への旧氏の記載を可能とするよう、改正しようとするもの。


(2) 主な改正点

- ア 住民票に記載された旧氏を印鑑登録原票に登録する
- イ 印鑑登録原票に登録された旧氏を印鑑登録証明書に記載する
- ウ 住民票に記載された旧氏を表した印鑑の登録を可能とする

(3) 施行期日

令和元年11月5日

(4) 旧氏記載のイメージ (印鑑登録証明書)

印 鑑 登 録 証 明 書		
	氏 名	長崎 花子 旧氏：令和
	住 所	長崎市桜町2番22号
	生年月日	昭和60年 1月 1日
	(備考)	

この写しは、印鑑登録原票に登録されている印影と相違ないことを証明する。

年 月 日
長崎市長

2 長崎市印鑑条例 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき<u>本市</u>の住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第3条 登録を受けることができる印鑑は、1人につき1個とする。</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を併せて表しているもの</p> <p>(3) 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第3条 登録を受けることができる印鑑は、1人につき1個とする。</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、<u>旧氏</u>(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)</u>第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、<u>その他氏名、旧氏</u>又は通称以外の事項を併せて表しているもの</p> <p>(3) 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録をされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>3 (略)</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定による確認をしたときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合)にあっては、氏名及び通称)</p> <p>(5)(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該片仮名表記</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名、氏又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したため、登録されている印鑑が第3条第2項第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(5)(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定による確認をしたときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合)にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合)にあっては氏名及び当該通称)</p> <p>(5)(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録をされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該片仮名表記</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記録がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したため、登録されている印鑑が第3条第2項第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(5)(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(登録の証明)</p> <p>第 13 条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。)について証明するものとする。</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録証明書により行うものとし、当該印鑑登録証明書にはあわせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合) <u>あつては、氏名及び通称</u></p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合 <u>あつては、当該片仮名表記</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(登録の証明)</p> <p>第 13 条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。)について証明するものとする。</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録証明書により行うものとし、当該印鑑登録証明書にはあわせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合) <u>あつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合) <u>あつては氏名及び当該通称</u></u></p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録をされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合 <u>あつては、当該片仮名表記</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和元年 1 1 月 5 日から施行する。</u></p>